

安全就業基準

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人いなべ市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就業に関し、事故を未然に防止し、安全に就業ができる事項を定めることを目的とする。

(遵守義務)

第2条 会員は就業しようとするときには、この規程を遵守し、あらゆる事故の発生防止に努めなければならない。

(安全心得)

第3条 会員は、就業にあたっては、次の安全心得を守り、作業に従事しなければならない。

- (1) 作業は、安全第一を心掛け、急いだりあわてたりしないこと
- (2) 器具類は、使用する前に必ず点検すること
- (3) 服装、履物は作業に合った動きやすいものにする
- (4) 職種に応じて保護具は必ず着用すること
- (5) 作業前には、軽い柔軟体操をして体をほぐすこと
- (6) 加齢による諸機能の低下を十分に認識し、無理をしないこと
- (7) 作業現場では、常に整理整頓を心がけること
- (8) 共同作業では、合図、連絡を正確に行うこと
- (9) 作業現場との往復では交通事故に気をつけること
- (10) 酒気帯びの就業は、絶対慎むこと
- (11) 健康管理を怠らず、常に健康な状態で就業すること
- (12) 仕事の前日は、充分睡眠をとるように心がけること

(作業別安全・適正就業標準)

第4条 会員は、植木の剪定、草刈り・除草、清掃、塗装、給食の運搬の作業に従事する場合は、別に定める作業別安全・適正就業標準を守り、作業に従事しなければならない。

(安全保護具)

第5条 会員は、高所作業に従事する場合は、必ず安全帽（ヘルメット）を着用するとともに必要に応じ命綱を使用すること。

2 会員は、前項のほか職種別・作業別に必要な保護具を着用し作業に従事しなければならない。

(交通災害の防止)

第6条 会員は、仕事場との往復時には、交通ルールを守るとともに交通事故に注意しなければならない。特に、自転車やオートバイにあつては、充分注意し運転しなければならない。

(作業環境の確認)

第7条 会員は、就業現場の環境が安全衛生面において、安全であるかどうかを確認してから、作業に着手しなければならない。

(標識の設置)

第8条 会員は、通行人等に対し危険と思われる作業を行うときには、作業中であることがわかる標識を設置し、事故の防止に努めなければならない。

(器具類の使用)

第9条 会員は、器具類を使用する場合は、正しい取扱方法により作業すること。

2 会員は、就業に使用する器具類については、必ず作業前に点検し、安全を確認するとともに定期的に点検を実施しなければならない。

3 会員は、点検において、不良箇所を発見したときには、その器具は使用せず、直ちにセンターに報告しなければならない。

(健康管理)

第10条 会員は、常に健康の維持管理に努め、健康診断は進んで受けなければならない。

2 会員は、常に疲労が蓄積しないように、休養を十分取るように心がけなければならない。

(報告義務)

第11条 会員は、仕事場との往復時や就業中にけがをしたとき又は体に異常を感じたときには、直ちに共同作業中の者又は本人がセンター事務局に連絡し、応急の措置をとるようにしなければならない。

(指示等)

第12条 会員は、この規程に定めるほかに、センター事務局又は安全適正委員会より指示があった場合には、それに従い作業に従事しなければならない。

(細則等)

第13条 職群班は、その特異性により、この規程の趣旨を逸脱しない限り、独自に「細則」、「要領」、「要綱」、「取扱基準」等を定めることができる。

(委任)

第14条 この規程に定めるもののほか、安全就業について必要な事項は、安全適正委員長が別に定めるものとする。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、安全適正委員会が起案し理事会が決定する。

附 則

この基準は平成18年4月1日から施行する。

この基準は平成23年4月1日から施行する。

この基準は平成29年7月24日から施行する。